

指定訪問リハビリテーション事業所 楽天堂訪問リハ 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 楽々堂が開設する楽天堂整形外科が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション：楽天堂訪問リハ（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士又は作業療法士（以下、「理学療法士等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法又は作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 楽天堂訪問リハ
- 2 所在地 山梨県富士吉田市上吉田2丁目5番1号 富士急ターミナルビル5階

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 医師 1名 (常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 理学療法士又は作業療法士 1名以上
従業者は、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき、適正な指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～日曜日までとする。
ただし、年末年始（12月30日～1月3日）と事業所の指定日は除く。
- 2 営業時間 午前9時00分～午後6時00分

(利用料その他の費用の額)

第6条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業所が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に準ずる額とする。

(通常の事業の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、富士吉田市、富士河口湖町の船津、小立、河口、勝山（その他の地域は要相談）の区域とする。

(衛生管理)

第8条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（職場におけるハラスメントの防止）

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6か月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人樂々堂と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。